

幼保連携型認定こども園中居林こども園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 恵泉会
所在地	青森県八戸市石手洗字油久保4-3
電話番号	0178-96-1690
代表者氏名	理事長 花沢 早苗

2 施設概要

施設の種別	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	幼保連携型認定こども園中居林こども園		
施設の所在地	青森県八戸市石手洗字油久保4-3		
連絡先	0178-96-1690		
管理者	園長 花沢 さやか		
利用定員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	10人	35人	35人
開設年月日	平成27年 4月 1日		
事業所番号	220351000389		

3 施設の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

園児の生活環境の如何にかかわらず、教育及び保育上差別しない。また、地域や家庭、各種関係団体との緊密な連絡の下に児童の教育と福祉を図り、関係法令を遵守し運営する。

4 施設・設備等概要

敷 地	敷地全体	2116.16㎡
	園 庭	1219.00㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
	延べ面積	630.49㎡
	築年月	昭和56年2月

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1	
ほふく室	1	
保育室	4	すみれ組（3歳児クラス） たんぽぽ組（2歳児クラス）

		ばら組（4歳児クラス） ゆり組（5歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1	
調理室	1	
病後児保育室	1	

5 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹教諭	2	2		
保育教諭	16	11	5	
栄養士	1	1		
調理師	2	2		
事務職員	1	0	1	
その他	5	0	5	正看護師・用務 等

（職員の人数は各年度により変更する場合がある）

6 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月 1日～ 7月31日 ・2学期 8月 1日～11月30日 ・3学期 12月 1日～ 3月31日 イ 休園日 ・土曜日、日曜日、祝日 ・夏季休園 7月26日～ 8月17日 ・冬季休園 12月25日～ 1月13日 ※基本的に夏季、冬季休園はありませんが、夏季、冬季休暇を取りたい方は上記の期間内でお取りください。但し、保育料は発生します。	月曜日から土曜日とします。ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

7 教育・保育の提供時間

（1）教育標準時間（1号・2号）

ア 教育時間 9時00分から13時00分（教育週数は39週を下回らない）

（2）保育標準時間（2号・3号）

ア 保育時間 7時00分から18時00分

イ 時間外保育 18時00分から19時00分

（3）保育短時間（2号・3号）

ア 保育時間 8時30分から17時00分の間で保護者が必要とする8時間

イ 時間外保育 7時00分から19時00分までの範囲内で上記の保育時間をのぞいた時間

(4) 一時預かり (1号の土曜日)

ア 預かり時間(通常保育時間内)

7時00分から13時00分(半日)・13時00分から18時00分(半日)

7時00分から18時00分(一日)

イ 預かり時間(通常保育時間外)

18時00分から19時00分

(5) 一時預かり (1号の月曜日から金曜日)

ア 預かり時間 7時00分から19時00分までの範囲内で1号の教育時間をのぞいた時間

(6) 一時預かり(一般一時預かりの月曜日から土曜日)

7時00分から18時00分

8 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育のほか、以下に掲げる便宜の提供を行います。

(1) 英語・習字・スイミング・和太鼓等を行っています。

(2) 送迎

基本的に保護者の送迎をお願いします。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時00分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

(5) その他

在園児以外の一時的預かり及び病後児保育を行っています。

9 利用料金

(1) 市町村が定める保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、建学の精神等設置者の理念に基づき面接及び書類選考します。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

- ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

(4) 休園

ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに休園届を提出してください。

イ 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

(5) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	高橋こどもクリニック
医 院 長 名	院長（嘱託医）高橋秀知
所 在 地	八戸市売市3-1-31
電 話 番 号	0178-47-1717

(2) 歯科

医療機関の名称	Ai-Dental
医 院 長 名	（嘱託医）奥寺 藍
所 在 地	八戸市長根4丁目11-9
電 話 番 号	0178-20-0086

(3) 学校薬剤師

薬剤師氏名	柏崎郁美	電話番号	72-5111
所属	八戸市立市民病院	所在地	八戸市田向3丁目1-1

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
・解決責任者	園長 花沢さやか
・受付担当者	主幹保育教諭 中島 陽子・高橋千草 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください)
・相談時間	当園開園日、開園時間内
・電話番号	0178-96-1690 ・FAX 番号 0178-96-4930

第三者委員		
氏名	松田 一男	舘 美小子
住所	八戸市石手洗字油久保1-8	八戸市田面木字赤坂17-1
電話番号	0178-96-1517	0178-27-1531
役職・肩書等	地域関係者(町内会副会長等)	社会福祉法人恵泉会監事

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・誘導灯 ・非常用電源 ・カーテン・敷物・建具等の防災処理 ・震災用備蓄：食糧（乾麺、缶詰、菓子類） 飲料水（70人×3日分） 拡声器・携帯ラジオ等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次：中居林公園（コミュニティーセンター）第2次：中居林小学校

14 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

15 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 その他の留意事項

(1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。

別表1 ①1号認定子どもに係る費用

項目	内容（負担を求める理由・目的）	金額
給食費	米飯持参日以外の日の主食・副食・おやつ等の提供のため	月額 4,500円 (主食費250円+ 副食費4,250円)

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

②2号認定子どもに係る費用

項目	内容（負担を求める理由・目的）	金額
給食費	米飯持参日以外の日の主食・副食・おやつ等の提供のため	月額 5,000円 (主食費500円+ 副食費4,500円)

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

※教材費、出席ノート、スポーツ共済費、ハブラシ代、制服、絵本代等（希望者のみ）については、その都度お知らせいたします。 年額7,000円程度

別表2 ①一時預かりに係る費用（1号認定の土曜日）

通常保育時間内	700円／半日（給食費込）7時から13時又は13時から18時 1,400円／1日（給食費込）7時から18時
通常保育時間外	200円／30分毎 18時から19時

※一時預かり費用については、保育認定の種類により免除される場合があります（月額上限有）。

②一時預かりに係る費用（1号認定の月曜日～金曜日）

通常保育時間外	平日 200円／30分毎（17時00分から19時00分の間）
---------	--------------------------------

③一時預かりに係る費用（一般一時預かりの月曜日～土曜日）※令和6年5月1日から

通常保育時間外	300円／時（7時00分から18時00分の間） 給食費 200円／回
---------	---------------------------------------

別表3 時間外保育に係る費用

①2号及び3号認定の子どもに係る費用（標準時間利用者）

月曜日から土曜日	200円（18時30分から19時）
----------	-------------------

②2号及び3号認定の子どもに係る費用（短時間利用者）

月曜日から土曜日	200円／30分毎（17時00分から19時00分の間）
----------	-----------------------------

別表4 病後児保育利用者に係る費用

当園園児（1号・2号・3号認定）	0円／日（給食費無料）
八戸市民	1,000円／日（給食費無料）
八戸市民以外	2,500円／日（給食費無料）

別表5 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業利用者に係る費用 ※令和6年6月1日から

利用者	300円／時（給食を利用した場合は別途200円） ※こども誰でも通園制度の利用時間の範囲を超えた場合は別途こども誰でも通園利用者対象の一時預かり料が発生します (100円／10分)
-----	--

(別表の金額は税額変更及び補助金等により変更の場合がある)

別紙

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼保連携型認定こども園 中居林こども園 園長 栴沢 さやか

私は、書面に基づいて中居林こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

㊞ 児童との続柄

児童のかかりつけ医療機関

医療機関名	
診療科	
主治医	
所在地	
電話番号	

緊急連絡先①

氏名		児童との続柄	
住所			
電話番号			

緊急連絡先②

氏名		児童との続柄	
住所			
電話番号			

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。

○他の施設等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

幼保連携型認定こども園中居林こども園

園長 花沢 さやか 様

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

④

児童との続柄